

令和元年台風第15号による災害に関して、 セーフティネット保証4号の指定期間が延長されました

令和元年台風第15号による災害の影響に関し、売上高等が減少している中小企業者への資金繰り支援措置として、横浜市が国に提案・要望していたセーフティネット保証4号の指定期間の延長が認められ、3か月間延長されることとなり、令和2年3月29日までとなりました。

横浜市では、この認定を取得した方向けの制度融資メニューとして、「台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）」を設けています。このメニューでは、通常の保証限度額とは別枠で、最大2億8,000万円の利用が可能となるほか、信用保証料についても、融資額3,000万円分を上限として原則横浜市が全額助成します。

また、このたび、本市中小企業融資制度の「台風第15号対策特別資金」及び上記「台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）」に係る消費貸借契約書について、印紙税非課税措置の対象となることとなりました。

1 セーフティネット保証4号の指定期間

延長後：令和2年3月29日まで（延長前：令和元年12月29日まで）

<セーフティネット保証4号の認定申請受付について>

現地認定申請窓口（認定書の交付は翌営業日の午前10時以降）

場 所：横浜市金沢区福浦 1-5-2 横浜市金沢産業振興センター

受付時間：平日 午前9時30分～午後3時30分

※認定要件を満たす場合は、同窓口において翌営業日の午前10時以降から認定書を交付します。

認定対象：セーフティネット保証4号のみ

横浜メディア・ビジネスセンター認定窓口（認定書の交付は当日）

場 所：横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階

電話：045-662-8931 ファックス：045-651-3518

受付時間：平日 午前8時45分～午後4時

認定対象：全てのセーフティネット保証（1号～8号）

※申請手続・必要書類について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html#safety4gou>

<セーフティネット保証4号の概要>

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

<対象中小企業者（認定要件）>

- (1) 指定地域（横浜市）において1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、横浜市長の認定が必要)

<認定を取得した方向けの融資メニューについて>

認定を取得した方向けの融資メニューとして、通常の保証限度額とは別枠で、保証料の全額助成（例外あり。詳細は下表参照。）がある「**台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）**」を設けています。

融資対象者	令和元年台風第15号による災害に関して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定を受けた方
融資額	2億8,000万円以内
融資利率	1年以内 年0.8%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 10年以内 年1.6%以内 10年超 年2.0%以内
資金使途 融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
据置期間	24か月以内
信用保証料 助成等	横浜市が全額助成 ※横浜市の全額助成（借換え分を除く）は融資額3,000万円分を上限とする。 ※融資額3,000万円超分については、横浜市信用保証協会が保証料を0.1%割引
利子補給	融資を受けた方のうち、 <u>市内の事業用資産に直接被害を受けた方</u> を対象に、取扱金融機関に支払った当資金に係る利子の全額を横浜市が補助します。 ※利子補給を受けるには、「 り災証明書 」等が必要となります。当資金の融資を受けた全ての方が利子補給の対象となる訳ではありませんので、御注意ください。

※融資を受けるには、取扱金融機関にお申込みいただき、審査を受ける必要があります。（取扱金融機関の一覧は横浜市のホームページにて御案内しています。）

※利子補給に関する手続きや期限等の詳細については、「募集案内」に記載していますので御確認ください。なお、申請は金融機関を通じて行います。「募集案内」に記載の期限までに融資を受けた金融機関に「り災証明書」等の必要書類を御提出ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/rishihokyu/typhoon15hojo.html>

※インターネットの利用環境が整っていない方は横浜市（経済局 金融課 被災企業支援担当）へお問合せください。TEL 045-788-2288

2 印紙税の非課税措置

これまで国税庁に確認を求めていました「台風第15号対策特別資金」及び「台風第15号対策特別資金（セーフティネット4号型）」に係る印紙税非課税措置について、このたび、対象となる旨の連絡がありました。これにより、中小企業者が当該資金を利用する際に金融機関と締結する消費貸借契約書への印紙税の納付は不要となります。また、既に印紙税を納付した場合は、税務署に還付を請求することができます。

<非課税措置の対象資金>

- ・「**台風第15号対策特別資金**」
令和元年9月20日まで遡り、印紙税非課税となります。
- ・「**台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）**」
令和元年9月27日まで遡り、印紙税非課税となります。

<注意事項>

- ・既に印紙税を納付した場合は、税務署に還付を請求することができます。

※印紙税非課税措置の詳細については、国税庁HPを御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/8015.htm>

お問合せ先	
横浜市 経済局金融課長 長谷川 政男	Tel 045-671-2586

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。